

発議第2号

和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者	岩出市議会議員	福山晴美
賛成者	〃	玉田隆紀
賛成者	〃	増田浩二
賛成者	〃	山本重信
賛成者	〃	田中宏幸
賛成者	〃	尾和弘一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

和歌山地方法務局長、和歌山地方法務局岩出出張所長

和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書

国においては、行政改革推進の一環として、地方法務局支局の見直しが進められ、また、「登記所の適正配置の基準」により、年間登記申請件数1万5,000件未満や隣接の登記所までの所要時間が概ね30分以内の法務局出張所及び支局については、統廃合が進められている。

こうした状況の中、国の方針として、和歌山地方法務局岩出出張所については、令和2年を目途に和歌山地方法務局へ統合することを岩出市及び紀の川市に説明している。

この和歌山地方法務局岩出出張所圏域は、約267km²に及ぶ広大な面積を有する地域であり、岩出出張所が廃止された場合、和歌山地方法務局まで赴くための所要時間が1時間以上を費やす地域が広範であるなど、住民の利便性が大幅に低下し、地域活動や地域経済に与える影響は甚大である。

また、年間登記事件数が約1万件であり、こうした実態と地理的条件を勘案すべきである。

なお、国では、統合による住民の利便を低下させないための方策として、オンラインによる登記申請等積極的に推進しているが、全国的に高齢化が進展する中、決して有効な方策とは言い難いものである。

よって、現在計画されている和歌山地方法務局岩出出張所の廃止に反対し、存続を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。